

# 〈1〉 経済的威圧とそれへの反応措置の国際法上の評価

東海大学法学部教授・東京大学名誉教授 中谷 和弘

1. はじめに
2. 経済的威圧の事例
3. 経済的威圧の国際法上の評価
4. EU 理事会規則 2023/2675
5. 経済的威圧への反応措置の国際法上の評価
6. 省察

## 1. はじめに

本稿においては、経済的威圧 (economic coercion) とそれへの反応措置 (response measures) について国際法の観点から評価を加える。まず、2. において主に中国による経済的威圧の事例について概観した上で、3. において経済的威圧について国際法上の評価をする。4. において、反威圧的措置 (anti coercion instruments) について規定した EU 理事会規則 2023/2675 について概観した上で、5. において経済的威圧への反応措置について国際法上の評価をす

る。最後に 6. において若干の指摘を加える<sup>1</sup>。

## 2. 経済的威圧の事例

経済的威圧を行う国として第一に挙げられる国は中国である。Australian Strategic Policy Institute の 2023 年のレポート<sup>2</sup>では、2020 年から 2023 年までの中国による経済的威圧として 73 の事例を挙げている。

対象国・地域毎の分類では、オーストラリア 21 件、リトアニア 11 件、台湾 8 件、英国 6 件、チェコ 5 件、スウェーデン 3 件、エスワティニ・オランダ・カナダ・ニュージーランド・スロベニア各 2 件、フランス・ブラジル・ドイツ・バンラデシュ・ノルウェー・EU・韓国・ウクライナ・ベルギー各 1 件となっている。

カテゴリー毎の分類では、①貿易規制 30 件、②国

<sup>1</sup> 経済的威圧に関する日本の専門家による論考として、例えば、久野新「中国の経済的威圧：事例からみる傾向と含意」寺田貴編著『インド太平洋地経学と米中覇権競争 国際政治における経済パワーの展開』（彩流社、2023 年）85-99 頁；久野新「EU の『反経済的威圧措置』』『貿易と関税』72 巻 7 号（2024 年）54-62 頁；大川信太郎「『経済的威圧』に対する対抗措置に関する国際的検討状況と課題』『CISTEC Journal』206 号（2023 年）60-69 頁、藤澤巖「『経済的威圧』と不干渉原則』『法律時報』2024 年 1 月号 54-59 頁、Kotaro Shiojiri, Fight against Economic Coercion: Opportunities and Challenges for Japan (2024), <https://www.stimson.org/2024/fight-against-economic-coercion-for-japan/>; Kotaro Shiojiri, Prospects for Strengthening US-Japan through Economic Security (2024), [https://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/media/uploads/documents/2024-08\\_Shiojiri\\_US-Japan-Economic-Security.pdf](https://www.wilsoncenter.org/sites/default/files/media/uploads/documents/2024-08_Shiojiri_US-Japan-Economic-Security.pdf); 田村晃生「経済的威圧に対する懲罰的抑止は可能か—ACI による懲罰的抑止の信頼性に関する議論—』『CISTEC Journal』211 号（2024 年）173-183 頁。

<sup>2</sup> Fergus Hunter et al., *Countering China's Coercive Diplomacy*, available at <https://www.aspi.org.au/report/countering-chinas-coercive-diplomacy>

家が発した脅迫 28 件、③旅行規制 5 件、④サイバー攻撃 3 件、⑤個人への制裁 3 件、⑥ボイコット 2 件、⑦投資規制 1 件、⑧恣意的な拘禁又は刑の執行 1 件となっている。各カテゴリーの例としては、次のものが挙げられる。①貿易規制につき、2021 年 8 月にリトアニアが台湾代表事務所を首都ビリニユスに開設したことに対して、中国はリトアニア食品の輸入許可を停止した。また、オーストラリアがコロナの淵源の国際調査を求めて中国との関係が緊張し、中国はアンチダンピング調査の後、2020 年 11 月にオーストラリア産ワインに 107% から 212% の関税を課した。②国家が発した脅迫につき、2020 年 11 月に在英中国商業会議所は、英国が中国に対する敵意を反転させない限り、英国は数十億ポンドの投資及び何千人もの雇用を失い、また英国企業に対する消費者の反発に直面すると述べた。また、2021 年 5 月、中国はバングラデシュの QUAD 参加に反対する警告を発した。③旅行制裁につき、2020 年 9 月にチェコ上院議長による台湾公式訪問後に中国はチェコ訪問をしないよう自国民に指示した。④サイバー攻撃につき、2022 年 4 月、リトアニアの諜報機関は台湾代表事務所の開設以来、中国が敵対的なサイバー活動をしていると述べた。⑤個人への制裁につき、2021 年 3 月に英国はウイグルでの強制労働に対する英国による中国への制裁への報復的措置として、中国は英国国民に対する制裁（中国・香港・マカオへの入国禁止、中国国内にある資産の凍結、中国企業の英国でのビジネスの禁止）を課した。⑥ボイコットにつき、2020 年 5 月、オランダが台湾における貿易・投資事務所の名称を「オランダ台北事務所」に変更したことに対して、中国国営メディアは自国民にオランダの製品をボイコットし、またオランダへの旅行計画をキャンセルするよう呼びかけた。⑦投資規制につき、2020 年 1 月、香港の民主化デモに対する英国のスタンスに対して中国は、上海とロンドンの証券市場でのクロスボーダー・リスティングを一時阻止した。⑧恣意的な拘禁又は刑の執行につき、豪中関係の悪化の中で、2020 年 8 月、中国出身のオーストラリアのニュースキャスター Cheng Lei が中国当局により拘束され、2021 年 2 月に国家機密

を外国に供与したとして逮捕された（2023 年 10 月に釈放された）。

欧州議会の 2022 年のレポート<sup>3</sup>では、[1] 外国政府に対して中国政府が最も多用された措置は貿易規制である、[2] 外国企業に対して最も多用された措置はボイコットである、と指摘する。[1] の例としては、上記①のリトアニアの例が挙げられている。[2] の例としては、2019 年に香港を中国の一部と認識しなかったヴェルサーチとジバンシー、2021 年にウイグルの強制労働に反対した H & M とアディダスがボイコットに直面したとする。

もっとも経済的威圧は中国の独占物ではない。第二次大戦後の経済的威圧の代表例として看過してはならないのが、1973 年 10 月にアラブ石油輸出国機構 (OAPEC) が第 4 次中東戦争 (Yom Kipper War) においてイスラエルを支援した国家には原油の輸出を禁止・削減すると表明したことであった。日本をはじめとする石油消費国に経済的パニックを生じさせるなど、その影響は甚大なものであった。直近では、2025 年 1 月 7 日にトランプ次期米国大統領が、「グリーンランド購入の申し出にデンマークが応じない場合には、デンマークに高関税を課す」旨の発言をしたが、これも経済的威圧に該当する可能性がある。

### 3. 経済的威圧の国際法上の評価

経済的威圧の態様は様々であるため、国際法上の評価は措置毎に検討する必要がある。まず、言葉による威嚇にとどまらずに貿易規制といった事実行為を伴う場合には、当該事実行為が経済関係の条約をはじめとする国際法ルールに抵触するか否かを検討する必要がある。次に、言葉による威嚇のみであっても事実行為を伴わない場合には、威嚇のみで国際法違反になる場合は一般にはより限定されることを認識する必要がある。1970 年 10 月 24 日にコンセンサスで採択された国連総会決議 2625 (友好関係原則宣言) では、「いかなる国も、他国の主権的権利の行使を自国に従属させ、かつ、その国から何らかの利益を確保するために、経済的、政治的その他他国を強制する措置をとり又はとることを奨励してはならな

<sup>3</sup> China's Economic Coercion : Evolution, Characteristics and Countermeasures, available at [https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS\\_BRI\(2022\)738219](https://www.europarl.europa.eu/thinktank/en/document/EPRS_BRI(2022)738219) (pp.4-5)

い」と規定するため、これに該当する措置であれば同決議及び国内問題不干渉原則に違反すると解せられる<sup>4</sup>。

なお、ボイコットについては、政府が不買運動につき一切の扇動も何らの示唆もせず、民衆が完全な自由意思で他国の製品の不買運動を展開した場合には、国際法違反を認定することは容易ではない<sup>5</sup>。但し、政府が不買運動について何らかの示唆をした場合には「相当の注意義務の欠如」ゆえに国家が責任を負うことはありうると解せられる。

国際司法裁判所「ニカラグア事件」判決（1986年）においては、米国によるニカラグアへの経済的圧力について、次のように米国ニカラグア友好通商航海条約（1956年）の違反になるか否かに関して判示している。「国家は、条約上のコミットメント又は他の特定の法的義務がない場合には、特定の貿易関係をもはやそれが不相当と考える場合にまでも継続し続けることを義務づけられない。しかしながら、友好通商条約において包含されるような種類のそうしたコミットメントがある場合には、1985年5月1日の全面貿易禁止のような通商関係の終了という唐突な行為は、通常は条約の趣旨及び目的を損なわないという義務の違反となる。他方、1983年9月23日の砂糖輸入割当の90%の削減は、条約の趣旨及び目的を損なうほどの行為になるとは思われぬ。経済援助の供与は一方的かつ自発的な性質のものであり、その停止は、例外的な状況においてのみ違反となると考えられる。」<sup>6</sup> 同判決は、何ら国際法違反を犯していない国家に対して経済的威圧が加えられた場合の国際法上の評価を示したものである。

以上に照らして中国が行った2.の①～⑧の措置についてみると、①のうちリトアニアに対する中国

の措置は、リトアニアが自由に決定できる事項に対して輸入を停止することは明白にGATT違反（最恵国待遇や数量制限の廃止の違反）であると解せられる<sup>7</sup>。オーストラリアに対する中国の措置もアンチダンピングの認定が正確であれば格別、そうでなければ同様にGATT違反であると解せられる。②で挙げた英国及びバングラデシュに対する措置は、上記の友好関係原則宣言及び国内問題不干渉原則に違反すると解することは十分可能であると解せられる。③で挙げたチェコへの措置は⑥で挙げたオランダへの措置同様に中国政府が関与するボイコットであり、上記の友好関係原則宣言及び国内問題不干渉原則に違反すると解せられる。④のサイバー攻撃は、それ自身が国際法違反である。⑤の経済制裁は英国が国際法違反を犯していない以上、国際法違反であり、特に国際法違反の有責者ではない個人への経済制裁は、財産権の侵害等の国際法違反となると解せられる。⑦のクロスボーダー・リスティングに関する措置は非友好的ではあるがそれ自体が国際法違反ではない報復（retorsion）と位置づけられる。⑧の措置は適正手続に基づく刑事訴追がなされていなければ深刻な人権侵害となると解せられる。

中国は自国の行動については国内問題の範囲を異様に広げてウイグルやチベットや香港における人権弾圧も国内問題だと主張して他国の批判を無視する一方、他国の行動（特に台湾に関連する行動）については国内問題の範囲を異様に狭めて非難する。ここには明らかなダブルスタンダードが見られる。

#### 4. EU 理事会規則 2023/2675

EU 理事会規則 2023/2675<sup>8</sup> は 2023 年 11 月 22 日に

<sup>4</sup> なお、国連憲章第2条4項との関係では、同項で禁止される the threat or use of force の force は「武力」に限定され「経済力」は含まないと解釈されているため（憲章の起草過程において経済的手段による威嚇やその行使も禁止対象に含める旨のブラジル提案は否決された）、経済的威圧が同項に違反すると解釈することはできない。

<sup>5</sup> Lauterpacht は、通商条約等において「一定量又は一定比率の商品を購買する」旨を約束している場合を除いては、私人によるボイコットについて国家に責任は帰属しない旨、指摘する。Hersch Lauterpacht, Boycott in International Law, *British Year Book of International Law* 1933, pp. 122-128.

<sup>6</sup> ICJ Reports 1986, p.138. 拙著『ロースクール国際法読本』（信山社、2013年）113頁。

<sup>7</sup> この問題につき2022年12月にEUはWTOのパネル設置を要請した。EUの主張は中国の措置はGATTの第1条1項（最恵国待遇）、第5条6項（通過の自由）、第10条3項(a)（貿易規制の公表及び施行）、第11条1項（数量制限の一般的廃止）や貿易円滑化協定（TFA）、衛生植物検疫措置協定（SPS）の条項に違反するというものである（WT/DS610/8）。2023年4月にパネルが設置されたが、EUは2024年1月にパネル手続を停止した（WT/DS610/12）。

<sup>8</sup> Regulation (EU) 2023/2675 of the European Parliament and of the Council of 22 November 2023 on the Protection of the Union and Its Member States from Economic Coercion by Third Countries